

資料1 学校の安全管理に関する法令

(平成14年3月現在)

法令等	条文等
地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第23条	<p>【教育委員会の職務権限】 教育委員会は、～略～次に掲げるものを管理し、及び執行する。</p> <p>九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。</p>
地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第48条第1項	<p>【文部科学大臣又は都道府県教育委員会の指導、助言及び援助】 地方自治法第245条の4第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県教育委員会は市町村に対し、～略～必要な指導、助言又は援助を行うことができる。</p>
同条第2項	<p>前項の指導、助言又は援助を例示すると、おおむね次のとおりである。</p> <p>三 学校における保健及び安全並びに学校給食に関し、指導及び助言を与えること。</p>
学校保健法第1条	<p>【目的】 この法律は、学校における保健管理及び安全管理に関し必要な事項を定め、児童、生徒、学生及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図り、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。</p>
学校保健法第2条	<p>【学校保健安全計画】 学校においては、児童、生徒、学生又は幼児及び職員の健康診断、環境衛生検査、安全点検その他の保健又は安全に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない。</p>
学校保健法 第3条の2	<p>【学校環境の安全】 学校においては、施設及び設備の点検を適切に行い、必要に応じて修繕する等危険を防止するための措置を講じ、安全な環境の維持を図らなければならない。</p>
学校保健法施行規則 第22条の5	<p>【安全点検】 法第2条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期1回以上、児童、生徒、学生又は幼児が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行われなければならない。</p> <p>2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。</p>
学校保健法施行規則 第22条の6	<p>【事後措置】 学校においては、前条の安全点検を行ったときは、その結果に基づき、必要に応じて危険箇所の明示、施設及び設備の修繕等危険を防止するための措置を講じなければならない。</p>

法令等	条文等
学校保健法施行規則 第22条の7	<p>【日常における環境の安全】</p> <p>学校においては、前2条に定める措置をとるほか、常に、設備等の整理整頓に努めるとともに、危険物の除去等安全な環境の維持に配慮しなければならない。</p>
日本体育・学校健康センター法第1条	<p>【目的】</p> <p>日本体育・学校健康センターは、体育の振興と児童、生徒等の健康の保持増進を図るため、～略～義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の災害に関する必要な給付、～略～その他体育、学校安全及び学校給食の普及充実等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。</p>
日本体育・学校健康センター法施行令第7条第2項	<p>【学校の管理下における災害の範囲】</p> <p>前項第1号、第2号及び第4号に規定する学校の管理下とは、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 児童又は生徒が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けているとき。</p> <p>二 児童又は生徒が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けているとき。</p> <p>三 前二号に掲げる場合のほか、児童又は生徒が休憩時間中に学校にあるとき、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にあるとき。</p> <p>四 児童又は生徒が通常の経路及び方法により通学するとき。</p> <p>五 前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合</p>
上記第7条第2項第5号に規定する文部科学省令の内容	<p>1 学校の寄宿舎に居住する児童又は生徒が、当該寄宿舎にあるとき。</p> <p>2 児童又は生徒が、学校以外の場所であって施行令第7条第2項第1号の授業若しくは同第2号の課外指導が行われる場所（当該場所以外の場所において集合し、又は解散するときは、その場所を含む。）又は前1の寄宿舎と住居との間を、合理的な経路及び方法により往復するとき。</p>

資料2 学校危機管理に関する通知・通達及び関係冊子一覧

I 学校事故一般

1 事故防止と基本的な対応

- (1) 安全教育参考資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』(平13.11.30 文科省)
- (2) 『学校における心の危機に関する研究報告』(平13.3.31 県立教育研修所 心の教育総合センター)
- (3) 『教職員のための学校安全の手引きQ&A』(平3.12 県教委)
- (4) 学校安全の徹底について(通知)(昭63.9.10教体第577号)
- (5) 幼児・児童・生徒の事故防止について(通知)(昭60.7.17教義第446号)
- (6) 『学校安全(安全管理・安全指導)』(昭43.7.20 県教委)

2 事故報告

- (1) 事故報告要領の一部変更について(通知)(昭49.4.15教体第50号)
- (2) 園児、児童、生徒の事故報告について(昭46.5.6教保第200号)

II 教育活動等に伴う事故防止

1 実習・実験時等の安全確保

- (1) レーザーポインター等携帯用レーザー応用装置の販売規制等の開始について(依頼)(平13.2.14教体第1028号)
- (2) 学校における実験・実習時の安全確保について(通達)(昭59.10.1教義第603号)
- (3) 学校における火薬類の実験について(通知)(昭55.9.12教高第567号)
- (4) 学校における実験・実習時の安全確保について(通達)(昭55.4.21教高第76号)
- (5) 職業に関する学科の現場体験実習について(通知)(昭55.4.17教高第62号)

2 体育(的)活動中の事故防止

- (1) 運動部活動中の事故防止について(平11.9.28教体第673号)
- (2) 中学校、高等学校における運動部活動の指導について(通知)(平9.3.1教体第1091号)
- (3) 夏季休業中における運動部活動の指導について(通知)(平8.7.1教体第454号)
- (4) 児童生徒の体育的活動による事故防止について(通知)(昭61.10.24教体第796号)
- (5) 心臓の疾病・異常のある児童生徒に対する学校での体育指導について(通知)(昭58.4.21教体第119号)
- (6) 学校における体育活動中の事故防止について(通達)(昭48.11.1教体第582号)
- (7) 児童生徒の体育的活動による事故防止について(通知)(昭45.6.26文体体第169号)

3 学校行事の事故防止

- (1) 県立高等学校修学旅行実施の手引きについて(平10.2.2教高第872号の2)
- (2) 県立盲・聾・養護学校修学旅行の実施について(通知)(平10.1.30教義第1439号)
- (3) 県立高等学校修学旅行の実施について(平9.12.19教高第872号)
- (4) 修学旅行における安全確保について(通知)(昭63.4.13教義第62号)
- (5) 修学旅行における安全確保の徹底について(通達)(昭63.3.31文初高第139号)
- (6) 修学旅行中等における事故防止について(通知)(昭43.6.25教学第817号)

4 水難事故防止(含学校外)

- (1) 水泳等の事故防止について(通知)(平13.6.6教体第284号)
- (2) 学校水泳プールの安全管理について(通知)(平11.7.1教体第459号)
- (3) 『学校安全の手引き-水泳指導編-』(平11.6.25文体体第232号)(昭62.5 県教委)
- (4) 水泳等の事故防止について(通知)(昭53.6.19教体第257号)(昭53.6.1文体ス第126号)

III 登下校時等の交通安全

1 交通安全全般

- (1) 平成13年秋の全国交通安全運動の実施について(通知)(平13.8.21教体第537号)
- (2) 平成13年秋の全国交通安全運動の実施について(依頼)(平13.7.24 13国文科ス第20号)
- (3) 平成13年春の全国交通安全運動の実施について(通知)(平13.3.19教体第1209号)
- (4) 平成13年春の全国交通安全運動の実施について(通知)(平13.3.6 12国文科ス第3号)
- (5) 児童生徒の事故防止の徹底について(通知)(昭59.5.2教体第169号)
- (6) 交通事故の防止について(通達)(昭44.8.29文体保第231号)
- (7) 集団登下校の実施について(通知)(昭43.12.27文体保第251号)

2 学校行事・部活動等における生徒の輸送

- (1) 学校行事及び部活動等における生徒の輸送について(通知)(平11.3.29教体第1288号)

3 単車等運転における指導

- (1) 高校生の単車等運転にかかわる指導について(通達)(昭54.12.7教高第689号)

IV 保健・衛生管理

1 保健安全一般

【学校保健安全の手引き】

(昭55.3.25 県教委)

2 飲料水管理

学校における飲料水の管理について (要旨)

(昭43.7.24教保第269号)

3 環境衛生 (大気)

(1) 室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び総揮発性有機化合物の室内濃度暫定目標値等について (通知)

(平13.2.20教学第258号・教体第1053号)

(2) 室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び総揮発性有機化合物の室内濃度暫定目標値等について (依頼)

(平13.1.29 12国ス学健第1号)

4 学校給食衛生管理・食中毒防止

(1) 腸管出血性大腸菌感染症等による食中毒に係る感染予防等の徹底について(通知)

(平12.7.4教体第435号)

(2) 腸管出血性大腸菌感染症等による食中毒に係る感染予防等の徹底について(通知)

(平10.5.19教体第259号)

(3) 学校給食における衛生管理の徹底について (通知)

(平10.4.6教体第18号)

(4) 学校給食における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の防止について (通知)

(平9.5.13教体第 258号)

(平9.4.1文体学第 266号)

(5) 【学校給食衛生管理の基準】

(平9.4.1 文部省)

(6) 【学校給食衛生管理マニュアル】

(平9.5 県教委)

(7) 【学校給食における食中毒防止の手引き】

(平9.5 日本体育・学校健康センター)

(8) 【これで防ごう食中毒 学校給食における改善したい施設設備・作業50例】

(平9 文部省)

(9) 腸管出血性大腸菌感染症の学校保健上の取扱い等について (通知)

(平8.9.2教体第628号)

(10) 学校における食中毒、赤痢の予防について

(昭45.6.3教保第314号)

5 感染予防

(1) 【結核の正しい理解と予防のために】

(平13.2財日本学校保健会)

(2) 【学校における結核管理マニュアル】

(平12.3財日本学校保健会)

(3) 今冬の学校におけるインフルエンザ総合対策の推進について

(平13.11.20教体第820号)

(4) 【インフルエンザ Q and A】

(平13.11国立感染症研究所等)

(5) 手足口病の流行について (通知)

(平12.7.18教体第478号)

(6) 学校における結核対策について (通知)

(平12.7.6教体第441号)

(7) 「結核緊急事態宣言」に係る情報提供について (通知)

(平11.7.30教体第534号)

(8) 【学校において予防すべき伝染病の解説 (学校関係者用)】

(平11.3 文部省)

(9) 【学校における結核管理マニュアル】

(平5.3.15日本学校保健会)

6 突然死予防

【心臓系突然死予防マニュアル】

(平12.5.1 県医師会・県教委)

V 施設管理

1 施設管理全般

(1) 【安全で快適な学校施設を維持するために】

(平13.3文部科学省)

(2) 学校施設・設備の安全管理の徹底等について (通知)

(平12.9.19教体第648号)

(3) 学校施設の安全管理の徹底等について (通知)

(平11.6.4教体第312号)

2 防火シャッター危害防止

(1) 防火シャッター閉鎖作動時の危害防止について (通知)

(平10.10.27教体第866号)

【防火シャッター閉鎖作動時の危害防止に関するガイドライン】

(平10.10(社)日本シャッター工業会)

3 盗難・火災予防

(1) 盗難事故等の防止について

(平11.5.28教財第119号)

(2) 火災及び盗難事故防止対策について

(平7.12.13教財第573号)

(3) 県立学校における機械警備の実施について

(平2.1.26教財第758号)

(4) 県立学校における盗難事故防止のための対策について

(平元.2.6教財第880号)

(5) 施設設備の管理の徹底について

(昭62.3.16教財第1309号)

(6) 学校施設設備の管理について

(昭61.5.1教財第162号)

4 遊具での事故防止

(1) 学校に設置している遊具での事故について(依頼)

(平13.7.19教体第450号)

(平13.7.12 13初幼教第6号)

VI 備品管理

1 盗難防止・管理・廃棄

(1) 学校における毒物及び劇物の適正な管理について (通知)

(平10.11.12教義第1085号)

学校における毒物及び劇物の適正な管理について (依頼)

(平10.10.23 10初高第25の2号)

アジ化ナトリウム及びこれを含有する製剤の取扱いについて

(平10.11.6薬第652号)

アジ化ナトリウム及びこれを含有する製剤の取扱いについて

(平10.10.22医薬発第945号)

- (2) 理科室等の薬品特に毒物・劇物の保管・管理の徹底及び廃棄について (通知)
 (平10.8.26教義第820号・教高第532号)
 学校における毒物及び劇物の適正な管理について (通知) (平10.8.11 10初高第25号)
 シアン化合物及びヒ素化合物等毒物劇物の適正な保管管理等の徹底について (依頼) (平10.8.7薬第378号)
- (3) 理科室薬品特に毒物・劇物並びに爆発性薬品の保管・管理の徹底について (通知) (昭58.6.23教義第323号)
- (4) 学習指導要領の改訂に伴い実験・実習で使用しなくなる毒物・劇物の廃棄について (通知)
 (昭55.10.23教高第679号)
- (5) 理科室薬品特に毒物・劇物並びに爆発性薬品等の保管・管理の徹底について (通達) (昭53.5.18教義第118号)
- (6) 理科室薬品特に毒物・劇物並びに爆発性薬物の保管・管理の徹底について (通達) (昭52.1.14教義第408号)
- 2 農薬危害防止**
- (1) 農薬危害防止運動の実施について (通知) (平13.6.27教体第372号)
 農薬危害防止運動の実施について (依頼) (平13.6.1 13国文科第13号)
 農薬危害防止運動の実施について (通知) (平13.5.29医薬発第557号・13生産第1446号)

Ⅶ 学校防災

1 学校防災

- (1) 平成13年春季全国火災予防運動に対する協力について (依頼) (平13.2.14教体第1029号)
- (2) 防災教育のための参考資料『生きる力をはぐくむ防災教育の展開』 (平10.8 文部省)
- (3) 『学校防災マニュアル』 (平10.3 県教委)
- (4) 『学校安全の手引き－地震編－』 (昭59.8 県教委)
- (5) 『防災対策の手引き』 (昭55.6 県教委)
- 2 臨時休業報告**
- (1) 非常変災その他急迫の事情のため臨時休業等を行った場合の取り扱いについて (昭49.3.15教学第1095号)
- 3 宿日直勤務**
- (1) 災害時における教職員の宿日直勤務について (昭43.8.14教教第498号)

Ⅷ 心の理解とケア

1 問題行動等に対する理解と対応

- (1) 『教師のための心の健康問題の理解と対応』 (平12.3.1財日本学校保健会)

2 災害を受けた子どもへの対応

- (1) 『災害を受けた子どもたちの心の理解とケア』指導資料 (平8.3 県教委)

3 教職員の心の健康

- (1) 『教職員のための「心の健康」手引書』 (平元.3 県教委)

Ⅸ 生徒指導

1 事故報告

- (1) 生徒指導に関する事故報告の様式を定めることについて (昭57.4.30教高第197号)
- (2) 生徒指導に関する処置の報告について (通達) (昭54.8.22教高第498号)

2 生徒指導全般 (非行防止・問題行動等対応・連携)

- (1) 平成13年度冬季休業を中心にした生徒指導及び安全指導の徹底について (通知) (平13.12.5教義第1119号)
- (2) 平成13年度夏季休業にあたっての生徒指導について (通知) (平13.7.6教義第626号)
- (3) 『心と行動のネットワーク－心のサインを見逃すな、「情報連携」から「行動連携」へ－』
 (平13.4初等中等教育局)
- (4) 『子どもが心を開く教師のまなざし』 (平12.12 県教委)
- (5) 児童生徒の問題行動等への対応のための学校と関係機関との連携等について (依頼) (平11.1.11教義第1286号)
 児童生徒の問題行動等への対応のための学校と関係機関との連携等について (通知) (平10.12.25文初中第313号)
- (6) 児童生徒の問題行動等に関する調査研究協力者会議報告書等の送付について (平10.5.14教義第277号)
 児童生徒の問題行動等への対応のための校内体制の整備等について (通知) (平10.4.30文初中第313号)
 『学校の「抱え込み」から開かれた「連携」へ－問題行動への新たな対応－』
 (平10.3 児童生徒の問題行動等に関する調査研究協力者会議)
- (7) 人間的なふれあいに基づく生徒指導の推進について (通達) (平3.5.10教義第224号・教高第152号)
- (8) 児童生徒の非行防止強化月間の取り組みについて (昭56.1.21教義第605号)
- (9) 児童生徒の非行防止について (通知) (昭55.11.25文初中第306号)

3 暴力行為・自殺行為防止

- (1) 校内暴力等に係る生徒指導体制の強化について (通知) (平元.12.11教義第1052号)
- (2) 児童生徒の暴力事故並びに自殺行為等の根絶について (通達) (昭54.2.1教義第535号)
- (3) 生徒指導体制の強化について (通達) (昭51.11.26教義第349号)

4 いじめ問題対応・自殺行為防止

- (1) いじめ問題に関する総合的な取組について (通知) (平8.8.26教義第839号・教高第622号)
 いじめ問題に関する総合的な取組について (通知) (平8.7.26文初中第386号)

「いじめ問題に関する総合的な取組について～今こそ、子どもたちのために我々一人一人が行動するとき～」
(平8.7児童生徒の問題行動等に関する調査研究協力者会議)

- (2) いじめ問題に関する文部大臣の緊急アピールについて (平8.2.16教義第1303号・教高第1110号)
緊急アピール～かけがえのない子どもの命を守るために～ (平8.1.30文部大臣)
- (3) いじめの問題への取組の徹底等について (通知) (平7.12.27教義第1158号・教高第998号)
いじめ問題への取組の徹底等について (通知) (平7.12.15文初中第371号)
- (4) 児童生徒に生命の尊厳や生きることの大切さを浸透させる指導の徹底について (通達) (平7.12.13教義第1117号・教高第944号)
- (5) いじめ問題の解決のため当面とるべき方策等について (通知) (平7.3.13文初中第313号)
- (6) 「いじめ問題の解消のために 心豊かな児童生徒の育成を」 (平7.3 県教委)
- (7) いじめ問題について当面緊急に対応すべき点について (通知) (平6.12.16文初中第371の1号)
- (8) 児童生徒のいじめ問題に関する指導の充実について (通知) (平6.12.14教義第1053号)

5 凶器所持防止

- (1) 青少年によるナイフ等を使用した事件に関する文部大臣緊急アピール及びそれに係る生徒指導の在り方について (通知) (平10.3.20教義第1613号)
青少年によるナイフ等を使用した事件に関する文部大臣緊急アピールについて (通知) (平10.3.10文初中第477号)

6 薬物乱用防止

- (1) 児童生徒の覚せい剤等の薬物乱用防止について (通知) (平10.6.29教体第444号)
- (2) 児童生徒の覚せい剤等の薬物乱用防止に関する指導の徹底について (通知) (平9.11.10教体第939号)
- (3) 覚せい剤等薬物乱用防止対策の推進について (通知) (平8.7.30教高第577号)
- (4) 平成8年度薬物乱用防止対策実施要綱について (通知) (平8.7.8教高第485号)

7 暴走行為・騒乱等防止

- (1) 神戸まつり、姫路お城まつり等諸行事に関する事前指導の徹底について (依頼) (昭54.5.10教高第151号)

8 心の教育・安全確保

- (1) 新学期における幼児児童生徒の心の問題に関する配慮について (通知) (平13.4.26教義第159号・教高第80号)
- (2) 心の教育の充実を図る生徒指導の取組について (通知) (平12.12.30教義第1248号・教高第957号)
- (3) 最近の少年による事件に関する文部大臣からの「各学校へのお願い」について (平12.5.25教義第345号)
- (4) 心の教育の充実に向けた生徒指導の推進について (通達) (平9.11.7教義第1136号・教高第768号)
- (5) 生命の尊さを学ぶ教育と児童生徒の安全確保の徹底について (平9.6.12教義第449号)
- (6) 生命の尊厳を基盤に据えた生徒指導の一層の推進について (通知) (平8.3.4教高第1163号)

X 不審者に対する安全確保

1 安全確保・安全管理

- (1) 幼児児童生徒の登下校及び校外生活の安全確保について (通知) (平14.2.27教義第1357号)
- (2) 県警ホットライン操作マニュアルについて (平13.11.8教体第783号)
- (3) 幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目(例)の改訂について (通知) (平13.8.31 13文科初第576号)
- (4) 幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関する緊急対策について (平13.7.13教義第660号・教高第417号・教体第433号)
幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関する緊急対策について (通知) (平13.7.10文初初企第12号)
- (5) 幼児児童生徒の安全確保及び安全管理における緊急対策について (依頼) (平13.6.20教社文第880号)
- (6) 幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理における当面の対応について (通知) (平13.6.15教義第505号・教高第285号)
- (7) 幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検について (依頼) (平13.6.11教義第471号)
- (8) 幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関し緊急に対応すべき事項について (通知) (平13.6.11 13文科初第373号)
- (9) 学校における安全管理の徹底について (通知) (平13.6.8教義第462号・教高第259号)
- (10) 幼児・児童生徒の安全確保について (依頼) (平12.1.14事務連絡)
- (11) 幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について (依頼) (平12.1.7文初小500号)

2 外来者への対応

- (1) 学校における外来者への対応について (平12.10.4教教第574号)

資料3 学校などに部外者が侵入した過去の主な事件

警察庁の調べによると、平成12年1年間の、全国の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学などへの不法侵入事件は1,355件で、前年比313件の増加となっており、平成3年と比べると約1.5倍になっている。平成12年、1年間の校内で発生した殺人や強盗など凶悪事件は75件に上る。

過去の主な事件

年月	内 容
2001・11	豊中市の市立小学校に男(23)が侵入して廊下などを走り回り、2階の窓から飛び降りて逃走した。男は逃走時にトラックを盗み、事故を起こして逮捕された。
2001・7	所沢市の市立小学校にサバイバルナイフやさやに入った銃剣を所持した男(53)が侵入した。学校長がなだめると校外に出ていった。学校からの通報を受け捜査していた署員が約3時間後、銃刀法違反の現行犯で男を逮捕した。
2001・6	大阪教育大学附属小学校に男(37)が乱入し、出刃包丁で児童らに切りつけた。教諭2人を含む23人が首や背中などを刺され病院へ運ばれたが、1、2年生の児童8人が死亡、15人が重軽傷を負った。男は教諭らに取り押さえられ、署員が現行犯で逮捕した。
2001・5	大阪市の市立保育所にドライバーを持った男(54)が押し入り、女児1人を人質に取った。その後、身代わりの保母を人質に立てこもったが、保護者を装った捜査員によって逮捕された。
2001・1	福岡県宗像市の私立高校のクラブ部の部室付近で、1年生の女子生徒が男に金属棒のようなもので引っかかれてけが。
2000・6	大阪府東大阪市で、市立中学校2校の3年生男女計31人が、別の市立中学校に乱入。全教室の半数近くの窓ガラスなどを棒で割った上、止めようとした教諭の腹をけて、けがをさせた。 襲撃グループの女子生徒が、襲われた学校の女子生徒から「弱虫」という意味の言葉をかけられたことがきっかけだったという。
2000・6	岡山県総社市の市立小学校に男が侵入し、4年生の女子児童が一時トイレに閉じ込められた。
2000・2	栃木県小山市の市立小学校で、包丁とハンマーを持った男が校庭に侵入、けが人はなかった。
2000・1	和歌山県かつらぎ町の町立中学校で、1年生の男子生徒が、男に包丁で首を切りつけられけがをした。男は殺人未遂で逮捕された。
1999・12	京都市伏見区の市立小学校の校庭で遊んでいた同小学校2年生の男児を若い男が包丁で切りつけ死亡させた。京都府警は平成12年2月、伏見区の無職男(21)を割り出したが、任意同行中に飛び降り自殺した。
1998・9	千葉市の市立中学校で、体育祭開催中の校庭に木刀や特殊警棒を持った少年8人が乱入。男子生徒に殴りかかり頭にけがを負わせた。
1998・5	横浜市戸塚区の市立中学校に無職の男(26)や中学3年生の男子生徒ら4人が、授業中の教室にバットを持って乱入、生徒を引きずり出し、学校の外に止めていた乗用車内で殴るなどした。
1995・10	名古屋市の小学校の教室に無職の男(23)が乱入し、パイプ製のイスで6年生女子児童の後頭部を殴り軽傷を負わせた。
1994・4	愛知県稲沢市の市立小学校で、包丁を持った若い男が侵入、同小学校3年生の男子児童が逃げる際に軽傷を負った。
1988・7	神奈川県平塚市の市立中学校に、無職の男(29)がおのやかまを持って乱入、生徒8人に重軽傷を負わせた。男は以前、同中学校の生徒からいじめを受けており、横浜地裁小田原支部は「社会的に大きな影響を与えたが、同情すべき点もある」として執行猶予付きの有罪判決を言い渡した。

(年齢は事件発生当時)

資料4 アメリカの学校における主な銃撃事件等

1 在校生等による銃撃事件

年月	内 容
2001・3	カリフォルニア州サンティの高等学校で、新入生の男子生徒（15）が銃でクラスメート2人を射殺し、13人にけがを負わせた。この生徒は、学校で誰かを撃つことを、犯行前に3人の友達や少なくとも1人の大人に話していたが、彼らは冗談だと受け取っていた。
2001・1	ロサンゼルス近郊の高等学校で男子生徒（17）が、他の生徒を人質に取り、警官によって射殺された。他にけが人はなかった。
2000・5	フロリダ州のミドルスクールの男子生徒（13）が、彼の英語教師を射殺した。彼は、第1級殺人罪で起訴された。
2000・2	ミシガン州の小学校で、児童（6）が学校に銃を持ってきて1年生の女子児童を射殺した。少年のおじは、盗んだ銃を所有していたことを認めた。
1999・12	オクラホマ州のミドルスクールの外で男子生徒（13）が、ピストルを撃ちクラスメート5人にけがを負わせた。
1999・11	ニューメキシコ州のミドルスクールで、男子生徒（12）がクラスメートの女子生徒の頭部を撃ち、彼女は翌日に死亡した。彼には2年から8年の少年刑務所服役の刑が下されている。
1999・5	ジョージア州の高等学校で、男子生徒（15）がマグナム銃とライフルで6人の生徒にけがを負わせた。その後、教頭が銃を取り上げた。彼には懲役40年の刑が下された。
1999・4	アメリカの学校犯罪史上、最も悲惨な銃乱射事件となった。コロラド州の高等学校で、2人の男子生徒が、クラスメートや教師に銃を乱射し、13人を射殺した。その後、彼ら自身は自殺したものと思われ、計15人が死亡した。彼らは学校内でトレンチコートマフィアとして知られ、学校では排斥され小さなグループを形成していた。
1998・5	テネシー州の高等学校の駐車場で、卒業式を3日後に控え、男子生徒（18）が、クラスメートの男子生徒（18）を射殺した。女性友達に関わる争いが犯行の原因だった。彼には終身刑が科された。
1998・5	オレゴン州の高等学校の新入生の男子が、学校の食堂でライフルを乱射し2人を殺害し22人に重傷を負わせた。生徒の自宅では両親が射殺されているのが発見される。彼には約112年の懲役刑が下された。
1998・4	ペンシルベニア州のミドルスクールで、2年生の男子生徒（15）がダンスの時間に銃を発砲し、教師1人が死亡し生徒2人がけがを負った。
1998・3	アーカンソー州のミドルスクールで、2人の少年がクラスメートや教師にライフルを乱射し、女子生徒4人、教師1人を射殺し、10人にけがを負わせた。
1997・12	ケンタッキー州の高等学校で、少年（14）がお祈りの時間の生徒たちに銃を乱射し、生徒3人が死亡、5人がけがを負った。彼には終身刑が科された。
1997・10	ミシSSIPPI州で少年（16）が母親を射殺し、その後学校に行き9人の生徒を撃った。その内、少年の前のガールフレンドを含め2人が死亡した。現在、彼は終身刑に服している。
1997・2	アラスカ州の高等学校で、男子生徒（16）がショットガンを乱射し、校長とクラスメート1人を射殺し、生徒2人にけがを負わせた。
1996・2	ワシントン州の中学校で、男子生徒（14）が授業中ライフルを乱射し、クラスメート2人、教師1人を射殺した。

(年齢は事件発生当時)

2 部外者による銃撃事件

年月	内 容
2001・3	カリフォルニア州の高等学校で、男性が（18）銃で3人の生徒と2人の教師にけがを負わせた後、同校に配属されている警官によって撃たれた。
1993・1	ケンタッキー州の高等学校で、男性（17）が英語の授業を行っている女性教師の頭部を撃ち、その後守衛の腹部を撃った。彼には執行猶予なしの懲役25年の刑が下された。
1992・5	カリフォルニア州の高等学校で、男性（20）が銃を乱射し、4人が死亡し10人が負傷した。男は以前にこの学校に通っており、落第したことへの恨みによる犯行だった。彼には、死刑判決が下された。
1989・1	カリフォルニア州の小学校で、男性が運動場にいた生徒や教師をめがけてライフルを乱射した。児童5名が射殺され、児童29名、教師1名が負傷した。男性は警察が駆けつけた時に自殺した。
1988・9	サウスキャロライナ州の小学校で男が銃を乱射し、9名を負傷させ、2名を射殺した。事件前に守衛は、男が肩にライフルをかけて校舎に入っていくのを発見していたが、男に手を振って合図し、そのまま仕事を続けていた。
1988・5	イリノイ州の小学校に、女性（30）が侵入し、6名の児童を銃で撃った。その後、その女性は自殺した。

(年齢は事件発生当時)

3 その他の主な重大事件

年月	内 容
1986・5	ワイオミング州の小学校に、爆弾を所持した一組の男女が侵入し、160人の大人と子どもを人質にとり身代金を要求した。犯人が爆弾で人質を脅そうとしていたとき、偶然、それが爆発し、犯人の男女が死亡、80名の大人と子どもが負傷した。
1970年代 初期	カリフォルニア州チャイラーで、バスに乗っていた幼稚園児から高校生までの子どもたちが誘拐され、3日間砂漠に放置される。子どもたちは自力で脱出した。

資料5 アメリカの公立学校における危機管理の現状

(アメリカ教育省・法務省「Indicators SCHOOL CRIME AND SAFETY 2000」)

1 学校内での違反項目として定めている公立学校の割合 (1996-97年度)

	暴力	銃	銃以外の凶器	アルコール	麻薬	煙草
全体	79	94	91	87	88	79
小学校	79	93	91	87	88	82
ミドルスクール	75	95	90	86	90	77
ハイスクール	80	96	92	86	89	72

2 安全管理のための施策を講じている学校の割合 (1996-97年度)

	来校者 記帳	昼食時の 外出禁止	校舎への 通路限定	運動場への 通路限定	麻薬犬	生徒への 不定期の 金属探知機 チェック	毎日金属 探知器で 生徒を チェック
全体	96	80	53	24	19	4	1
小学校	96	76	57	25	5	1	(*)
ミドルスクール	96	93	51	22	36	7	1
ハイスクール	97	78	40	25	45	9	2

*0.5パーセント以下

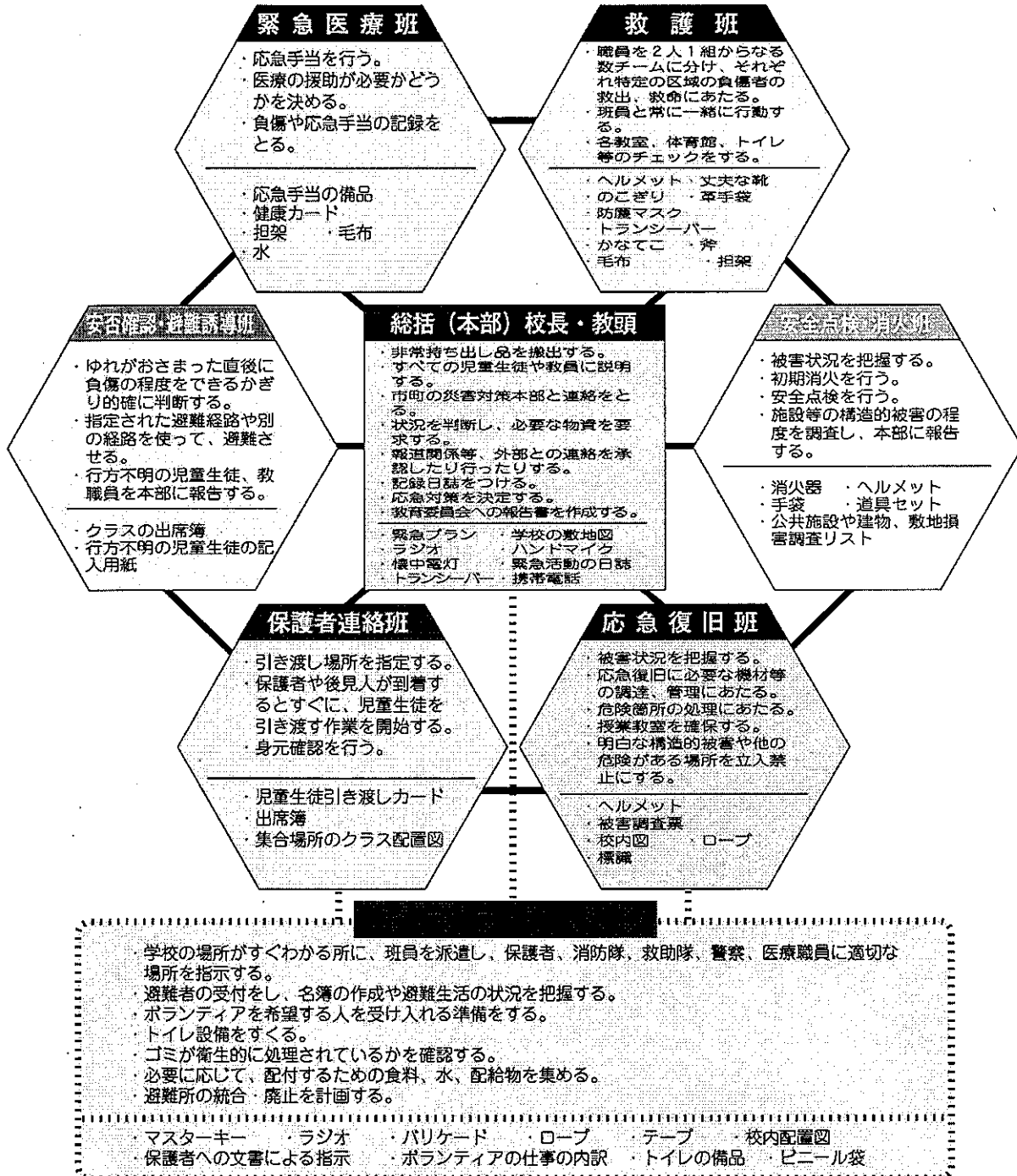
3 警官あるいは法的執行者が、一定期間 (1週間) に滞在した学校の割合 (1996-97年度)

	滞 在 時 間			その週は滞在しな かったがいつでも 滞在できるように している。	滞在システムは 取っていない。
	30時間以上	10-29時間	1-9時間		
全体	6	1	3	12	78
小学校	1	1	1	8	89
ミドルスクール	10	3	5	17	65
ハイスクール	19	2	6	18	54

資料6 学校災害対策本部の設置例

(兵庫県教育委員会「学校防災マニュアル」H10.3)

初動体制の確立



資料7 シミュレーションによる演習事例

事例 1

放課後、体育館で部活動を指導している時に、不審な人物が窓から中を覗いている。あなたはどうしますか。

事例 2

職員室にいるときに、腕を押さえた児童（生徒）が、「教室で男が棒を振り回している！」と叫びながら入ってきた。あなたはどうしますか。

事例 3

授業中、ふと正門に目をやると。若い男性がふらふらと校内に歩いてきている。手には刃物のようなものを所持しているもよう。あなたはどうしますか。

事例 4

休み時間に、職員室に向かう途中の廊下で、背後から児童（生徒）の悲鳴が聞こえる。振り向くと、刃物を持った男性が児童（生徒）を追いかけ回している。また、一人の児童（生徒）が倒れ、腕から出血している。あなたはどうしますか。今日は、校長、養護教諭が出張で学校にはいません。

事例 5（小学校低学年用）

下校中に、友だちと分かれ一人で帰っているときに、車に乗った見知らぬ人から道を尋ねられる。説明したが、「分からないので一緒に乗って行ってほしい。家まで送ってあげるから」と言われる。あなたらどうしますか。

資料8 不審者が行う可能性のある違法行為に関する法令

現場で違法行為か否かを判断するためには、多種多様の法令と各条文に関する解釈を理解しておく必要があり、教職員にとってはその判断は難しい。「県警ホットライン」の使用に当たっては、危険を感じたら、違法行為か否かにかかわらず通報することとする。参考までに不審者が行う可能性のある違法行為に関する法令等を示しておく。

(平成14年3月現在)

法令等	条文等
刑法第108条	<p>【現住建造物等放火】 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、～略～を焼損した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する。</p>
刑法第109条 第1項	<p>【非現住建造物等放火】 放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、～略～を焼損した者は、2年以上の有期懲役に処する。</p>
刑法第130条	<p>【住居侵入等】 正当な理由がないのに、人の看取する邸宅、建造物～略～に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。</p>
刑法第174条	<p>【公然わいせつ】 公然とわいせつな行為をした者は、6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>
刑法第176条	<p>【強制わいせつ】 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上7年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。</p>
刑法第177条	<p>【強姦】 暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、2年以上の有期懲役に処する。13歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。</p>
刑法第199条	<p>【殺人】 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは3年以上の懲役に処する。</p>
刑法第204条	<p>【傷害】 人の身体を傷害した者は、10年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。</p>
刑法第205条	<p>【傷害致死】 身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、2年以上の有期懲役に処する。</p>

法令等	条文等
刑法第208条	<p>【暴行】 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>
刑法第260条	<p>【建造物等損壊及び同致死傷】 他人の建造物～略～を損壊した者は、5年以下の懲役に処する。よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。</p>
刑法第261条	<p>【器物損壊等】 ～略～他人の者を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。</p>
軽犯罪法第1条	<p>【罪】 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。</p>
同条第2号	<p>正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯していた者</p>
同条第9号	<p>相当の注意をしないで、建物、森林その他燃えるような物の付近で火をたき、又はガソリンその他引火し易い物の付近で火を用いた者</p>
同条第20号	<p>公衆の目に触れるような場所で公衆にけん悪の情を催させるような仕方で、しり、ももその他身体の一部をみだりに露出した者</p>
公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第3条第2項	<p>何人も、公共の場所又は公共の乗物において、婦女に対して、不安を覚えさせるようなひわいな言動をしてはならない。(罰則 第10条 5万円以下の罰金又は拘留若しくは科料)</p>
同条第3項	<p>何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、刃物、鉄棒その他人の身体に危害を加えるのに使用されるような物を、公衆に対して不安を覚えさせるような仕方で携帯してはならない。(罰則 第10条 5万円以下の罰金又は拘留若しくは科料)</p>
銃砲刀剣類所持等取締法違反第22条	<p>【刃体の長さが6センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止】 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、内閣府令で定めるところにより計った刃物の長さが6センチメートルをこえる刃物を携帯してはならない。(罰則 第32条第4号 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金)</p>

資料9 ト라우マ反応

(厚生労働省「心的トラウマの理解とケア」H13)

トラウマ反応

一般に心身的な不快をもたらす要因をストレスと呼ぶが、それが非常に強い心的な衝撃を与える場合には、その体験が過ぎ去った後も体験が記憶の中に残り、精神的な影響を与え続けることがある。このようにしてもたらされた精神的な後遺症をとくに心的なトラウマ（外傷）と呼んでいる。

また、それによる精神的な変調を、トラウマ反応と呼ぶ。トラウマ反応の多くは一過性に経過し、症状の程度も軽い者が多いが、一部には慢性化し、その後の社会生活に少なからぬ苦痛を残すことがある。

トラウマ反応とPTSD

トラウマ反応、とくにPTSDは、決して異常な体験ではなく、極度の危険などに巻き込まれれば、誰にでも生じる反応であるとの理解が広まってきた。すなわち「異常な状況に対する正常な反応」である。

また、実際にPTSDは日本での震災、事故、犯罪などの事例においても見いだされている。これまでの経験では、大規模な震災、犯罪、工場事故などで、未治療のまま1年を経過した時点で、PTSD診断を完全に満たす者と部分的に満たす者との割合はそれぞれ10%程度というのが一応の目安となる。もちろんこの数字は、体験の内容や、体験との関わり方、体験後のケアやストレスによって変動するはずである。

資料10 ストレスチェックリスト

子どものストレス反応調査（改訂簡略版）

Parent Report of The Child's Reaction To Stress

Kenneth E Fletcher, Ph.D.

(日本語/改訂訳 田中究、富永良喜、森茂起)

人間は強い恐怖の体験や強いストレスにさらされると、その後に長期間にわたって精神的不安定を起こし、ある場合には、心的外傷後ストレス障害(PTSD)となることもあります。このような状態を、子どもは言葉で話すこともありますが、話すことができない場合には、行動上の変化としてあらわれることがあります。この調査は、そのような子どもの行動上の変化について調べるものです。

次の頁から、強いストレスを受けた子どもの行動を記述した文章があります。それぞれの項目について、最も近いと思われるところに○をつけてください。子どもにかかわる大人のあいだで、相談して、つけていただいて結構です。

1. 何かの拍子に、強く脅えることがありますか？
1) 全くない 2) 少しある 3) ときどきある 4) しばしばある 5) いつもある 0) わからない
2. 死を強く恐れますか？
1) 全くない 2) 少しある 3) ときどきある 4) しばしばある 5) いつもある 0) わからない
3. 特定のできごとについて繰り返し話すことがありますか。
1) 全くない 2) 少しある 3) ときどきある 4) しばしばある 5) いつもある 0) わからない
4. 何かのできごとに関連した遊びをしますか？
1) 全くない 2) 少しある 3) ときどきある 4) しばしばある 5) いつもある 0) わからない
もしあればどのような遊びか書いてください。
()
5. 怖い夢をみることがあるようですか？
1) 全くない 2) 少しある 3) ときどきある 4) しばしばある 5) いつもある 0) わからない
6. 過去にあったいやなできごとが、あたかも今起こっているかのようにおびえたり、怖がったり、泣き出したりすることがありますか？
1) 全くない 2) 少しある 3) ときどきある 4) しばしばある 5) いつもある 0) わからない
もしあればどのような遊びか書いてください。
()

7. 何かを思いだして、取り乱すことがありますか？
 1) 全くない 2) まれにある 3) ときどきある 4) しばしばある 5) いつもある 0) わからない
 それはどのようなきっかけで起こりますか？もしわかればどのようなきっかけ（人、物、できごと等）か書いてください。
8. 特定のできごとについて考えたり、話したくないといえますか？
 1) 全くない 2) まれにある 3) ときどきある 4) しばしばある 5) いつもある 0) わからない
9. 特定のできごとを思い出させるような場所や人や物、あるいは活動を避けることがありますか？
 1) 全くない 2) まれにある 3) ときどきある 4) しばしばある 5) いつもある 0) わからない
10. 過去にあったいやなできごとを、思い出しにくいようですか？
 1) 全くない 2) まれにある 3) ときどきある 4) しばしばある 5) いつもある 0) わからない
 もし2)から5)のときには、どうしてそう思われるのか理由をお書き下さい。
11. 他の子どもがすすんで参加するような新たな活動に興味を持ちにくいですか？
 1) いいえ 2) 少し 3) ときどき 4) しばしば 5) いつも 0) わからない
12. 「赤ちゃん返り」がありますか？
 1) いいえ 2) 少し 3) ときどき 4) しばしば 5) いつも 0) わからない
 もし2)から5)のときには、どんな様子をみせるのか具体的にお書き下さい。
13. 「一人ぼっちでさびしい」といった様子が見られますか？
 1) 全くない 2) まれにある 3) ときどきある 4) しばしばある 5) いつもある 0) わからない
14. 「わかってくれない」と言うことがありますか？
 1) 全くない 2) まれにある 3) ときどきある 4) しばしばある 5) いつもある 0) わからない
15. 大人にまつわりつくことがありますか？
 1) 全くない 2) まれにある 3) ときどきある 4) しばしばある 5) いつもある 0) わからない
16. 感情表現は豊ですか？
 1) はい 2) 少し抑えている 3) かなり抑えている 4) とても抑えている 5) 感情表現しない
 0) わからない
17. 遊びやイベントの計画を上手に立てますか？
 1) いつも 2) しばしば 3) ときどき 4) まれに 5) いいえ 0) わからない
18. 将来の夢をもっているようですか？
 1) はっきりともっている 2) 少しもっている 3) ぼくぜんともっている 4) ほとんどもっていない
 5) 全くもっていない 0) わからない
19. 寝付きはいいですか？
 1) とてもよい 2) よい 3) よい時も悪い時もある 4) 悪い 5) かなり悪い 0) わからない
20. 途中で目を覚ますことなく、ぐっすり眠っていますか？
 1) いつも 2) しばしば 3) ときどき 4) まれに 5) いいえ 0) わからない
21. 怒ったり癩癩（かんしゃく）を起こすことがありますか？
 1) いつも 2) しばしば 3) ときどき 4) まれに 5) いいえ 0) わからない
22. ものごとに集中できますか？
 1) いつも 2) しばしば 3) ときどき 4) まれに 5) いいえ 0) わからない
23. 警戒心が強かったり、用心深い素振りを見せますか？
 1) いつも 2) しばしば 3) ときどき 4) まれに 5) いいえ 0) わからない
24. 急な物音にびっくりすることがありますか？
 1) いつも 2) しばしば 3) ときどき 4) まれに 5) いいえ 0) わからない
25. 何かを思いだしたのをきっかけに、身体がしんどくなったり、腹痛や頭痛や吐き気などを訴えることがありますか？
 1) いつも 2) しばしば 3) ときどき 4) まれに 5) いいえ 0) わからない
26. 何か特定のできごとがまた起こるのではないかと怖がるような態度がありますか？
 1) いつも 2) しばしば 3) ときどき 4) まれに 5) いいえ 0) わからない
27. あるできごとを、悪いことの前兆だと思っているようですか？（こだわり、ジंकス、縁起かつぎなど）
 1) いつも 2) しばしば 3) ときどき 4) まれに 5) いいえ 0) わからない
 もし2)から5)であれば、どんなことを前触れと信じているのか具体的にお書き下さい。
28. 特定のできごとを自分のせいで起こったと感じたり、そのことについて自分を責めるようなことがありますか？
 1) いつも 2) しばしば 3) ときどき 4) まれに 5) いいえ 0) わからない
 もし2)から5)であれば、何故責めるのか理由がわかれば具体的にお書き下さい。